

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）土地区画整理事業の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年11月5日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

山科東部地区土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の区域

廃止する部分

山科区西野山階町の一部、西野左義長町の一部、西野離宮町の一部、西野広見町の一部、東野八反畑町、東野舞台町の一部、東野門口町、東野井ノ上町、東野北井ノ上町の一部、東野中井ノ上町、東野南井ノ上町、東野片下り町の一部、東野狐藪町の一部、東野百拍子町、東野森野町の一部、大塚北溝町の一部、大塚野溝町の一部、大塚森町、大塚南溝町、大塚高岩の一部、大塚丹田の一部、大塚中溝、大塚西浦町、大塚大岩の一部、大塚元屋敷町の一部、大塚檀ノ浦の一部、音羽稻芝の一部、大宅御所田町の一部、大宅古海道町の一部、大宅中小路町の一部、大宅五反畑町、大宅烏井脇町の一部、大宅辻脇町の一部、大宅坂ノ辻町、大宅打明町、大宅棧敷、柳辻番所ケ口町の一部、柳辻平田町の一部、柳辻封シ川町、柳辻東浦町、柳辻西浦町、柳辻中在家町、柳辻草海道町、柳辻池尻町、柳辻東漬、柳辻西漬及び勸修寺東栗栖野町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年11月5日から平成25年11月19日まで（ただし、土曜日及び日曜日

は除く。)

5 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

6 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに(必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効)、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送(〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課)、ファックス(075-222-3472)若しくは電子メール(tokeika@city.kyoto.jp)によって提出してください。

7 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)